

特定非営利活動法人エコけん 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エコけんという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県古賀市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、持続可能な社会の実現を願い、地域を中心とした不特定多数のものに対して、ひとりひとりが自分の生活、ひいては社会を、必要な形態に変化させていく主体となるための、きっかけの提供及びその継続を支援する事業を行い、地球環境及び地域社会の暮らしの質的向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 前各号に挙げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言、または援助の活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 生涯学習の普及及び推進に関する事業
- (2) 政策提言に関する事業
- (3) 社会貢献活動の普及及び支援に関する事業
- (4) (1)～(3) 関連の調査・研究事業
- (5) (1)～(4) 関連の情報の収集及び提供に関する事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要とする事業

第2章 正会員

(正会員の種類)

第6条 この法人は、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) その他の会員 別に規則において定めた会員

(入会)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は前項の入会申込者が、第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、第4条及び第5条に定める活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

(会費)

第8条 正会員は会費を納入しなければならない。

2 会費の額及び納入法は、理事会の議決を経て、別に規則において定める。

(退会)

第9条 正会員がこの法人を退会しようとする者は、別に定める退会届を理事長に提出し任意に退会することができる。

2 正会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとする。

- (1) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (2) 法人又は団体が解散したとき
- (3) 正会員が会費を半年以上滞納したとき

(除名)

第10条 正会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 法令、この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により正会員を除名する場合は、当該正会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う理事会において、当該正会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 この法人はすでに納入された会費その他の拠出金は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1人又は2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人又は2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事は理事会で選任し、総会に報告する。

2 理事長、副理事長は、理事会において理事の互選により定める。

3 監事は総会で選任する。

4 監事は、理事又はこの法人の職員をかねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行をする。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べるこ

と。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了のあとにおいても、第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 理事が次のいずれかに該当するときは、理事会において出席した理事の過半数の議決により、当該理事の解任をすることができる。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があるとみとめられるとき

2 監事が前項のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の過半数の議決により、当該監事の解任をすることができる。

(報酬等)

第17条 役員の報酬に関しては、理事会で定めるものとする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第18条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 第15条第1項は顧問について準用する。

第4章 会議

(会議の種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

2 理事会は理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第21条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算の作成並びにその変更

(2) 会費の額

(3) 理事の選任又は解任、職務及び報酬

(4) 総会に付すべき事項

(5) 事務局の組織及び運営

(6) その他この法人の運営に関する必要な事項

2 総会は、次の事項のほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 監事の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(会議の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合
- (2) 正会員の5分の1以上からの目的たる事項を示して請求があった場合
- (3) 第14条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集があった場合

第23条 定期理事会は、毎月1回開催する。

2 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合
- (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(招集)

第24条 総会及び理事会は第22条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、5日前までに通知しなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又はファックス、E-mail等をもって、開会日の1週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

(会議の運営方法)

第25条 総会及び理事会の運営方法はこの定款の定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数をもって成立する。

2 理事会は理事の過半数をもって成立する。

(議決)

第27条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

2 総会及び理事会において、第24条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使する事ができない。

(書面表決等)

第28条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決権を行使する事ができる。

3 第1項の代理人は、別に定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により表決権を行使する構成員は、第26条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(書面等による議決)

第29条 理事長は、急を要する事項については、理事が書面又はファックス、E-mailにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第32条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告及び活動決算)

第33条 この法人の事業報告書、活動決算書、財産目録及び貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

(会計処理の方法)

第34条 会計処理の方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければ変更することはできない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限り）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限り）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第36条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 特定非営利活動促進法第43条の規定による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

(合併)

第37条 この法人は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第38条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人又は社団法人若しくは財団法人に譲渡するものとする。

第7章 雑則

(事務局)

第39条 この法人は、事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、官報で行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当法人のホームページに掲載して行う。

(実施規則)

第41条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の正会員の会費は、第8条の規定にかかわらず、月額500円とする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長	清水佳香
副理事長	志水富美子
同	渡邊裕子
監事	南祐子
- 4 この法人設立当初の役員の任期は、法人の成立の日から平成15年5月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成14年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第32条1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

これは特定非営利活動法人エコけんの定款に相違ありません

平成29年5月26日

特定非営利活動法人エコけん
理事長 清水佳香